○新見公立大学教育支援センター規程

平成30年４月１日

規程第119号

改正　平成31年４月１日規程第119号

令和３年４月１日規程第119号

（趣旨）

第１条　この規程は、新見公立大学学則（平成22年規則第１号）第34条の２第２項の規定に基づき、教育支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、学内と学外の関係諸機関との連携を図り、教育に関する理論的及び実践的な教育研究を行い、教員及び保育士養成に資するとともに、学校、家庭及び地域社会と協力し、子どもたちの成長に係る問題の解決に寄与することを目的とする。

（業務）

第３条　センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1)　教育に関する理論的及び実践的な教育研究に関すること。

(2)　幼稚園実習、保育実習（保育所・施設）、特別支援教育実習及び養護教諭教育実習に関する指導及び支援に関すること。

(3)　実地体験活動に関する指導及び支援に関すること。

(4)　気になる子どもに関する相談及び支援に関すること。

(5)　学校教育・家庭教育・子育て等に関わる相談及び支援に関すること。

(6)　その他センターの目的を達成するために必要な業務

（組織）

第４条　センターに、次に掲げる職員を置く。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの特任教員

(4)　教務課職員

(5)　その他センター長が必要と認めた者

２　センター長は、センターの業務を統括するものとし、新見公立大学（以下「本学」という。）の教員のうちから学長が任命する。

３　センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

４　副センター長は、センター長の業務を補佐しセンター長に事故があるときはその職務を代理するものとし、本学の教員のうちから学長が任命する。

５　副センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

６　職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

７　第１項第３号の特任教員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（研究・指導プロジェクト）

第５条　センターの業務を推進するため、必要に応じてプロジェクトチームを組織することができる。

２　プロジェクトチームは、原則として専任教員をもって組織する。

（運営委員会）

第６条　センターに、運営委員会を置き、次に掲げる事項を審議する。

(1)　センターの業務に関する重要事項

(2)　センターの管理運営に関する事項

(3)　その他センターに関する重要事項

第７条　運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの特任教員

(4)　本学の教員のうちからセンター長の推薦により学長がセンターに兼ねて勤務を命じた者

(5)　教務課長

(6)　教務課職員　１人

(7)　その他センター長が必要と認めた者

（委員長等）

第８条　運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、センター長をもって充てる。

３　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

４　副委員長は、副センター長をもって充てる。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　運営委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

７　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第９条　委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第10条　センターの事務は、教務課において行う。

（委任）

第11条　この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第119号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第119号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。